

日本CSR普及協会近畿支部 令和元年度セミナー
企業と消費者とのコミュニケーション
～消費者団体による実践活動を通して～

消費者団体による契約上の不当条項、不当な表示等に対する差止請求訴訟制度が2007年6月から施行され全国で63件の訴訟が提起され（2019年3月末時点）、訴訟に至らない企業への改善の申入れ活動の件数はそれよりもはるかに多く、活発になされています。さらに2016年10月からは消費者団体による損害賠償請求を認める制度拡充もなされました。本セミナーでは特定適格消費者団体である消費者支援機構関西（KC's）の活動を中心に、具体的な消費者団体の活動状況及び企業の対応事例をご紹介します。

また、消費者支援機構関西（KC's）では、企業と消費者の関係構築が消費者市民社会の実現につながるという観点のもと、「双方向コミュニケーション」研究会を2010年から開催してきました。企業と消費者が信頼しあう相互関係を構築する方策が、企業にも求められており、国連の国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」における持続可能な生産消費形態の確保とも密接に関連するテーマです。

今回のセミナーでは、消費者団体の実践的な活動を紹介すると共に、今後、それを企業がどのように活用していけるのか、という点を考えていきたいと思えます。

ご参加の方は、**令和元年11月20日（水）までに裏面の申込書によりお申込み下さい。**是非とも多数のご参加をお願い申し上げます。

記

日 時	令和元年11月27日（水）午後2時30分～5時
場 所	大阪弁護士会館2階ホール 大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会HP http://www.osakaben.or.jp/
テーマ ・講師	企業と消費者とのコミュニケーション～消費者団体による実践活動を通して～ 1 西島 秀向 氏（元消費者支援機構関西理事・事務局長） 2 片山 登志子 氏（弁護士、片山・平泉法律事務所） 3 パネルディスカッション・質疑応答 西島 秀向 氏 片山 登志子 氏 村井 正素 氏（住友生命保険相互会社 お客様本位推進部 上席部長代理 消費者関連推進グループリーダー）
参加費	無料
対 象	近畿弁護士会連合会構成の単位弁護士会所属弁護士、関西経済連合会会員企業
共催・後援	近畿弁護士会連合会（共催）、関西経済連合会（後援）、特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（後援）

日本CSR普及協会近畿支部

令和元年度 第2回 セミナー 申込書

セミナー「企業と消費者とのコミュニケーション～消費者団体による実践活動を通して～」

令和元年11月27日(水) 午後2時30分～5時：大阪弁護士会館2階会議室

概要については表面記載の通り

注)・図書利用カードをご持参ください。

- ・入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。
- ・開始15分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場(研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く)は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。なお、ライブ研修、DVD研修に関わらず、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。

◎11月20日(水)までに近畿支部事務局(FAX06-6263-7708)

へお申し込み下さい。

近畿支部HP(<http://www.jcsr-kinki.jp/>)からも申し込みできます。

事務所名： _____

申込者氏名： _____ (登録番号)

電話： _____ FAX： _____

<質疑応答で講師に質問したいこと等ございましたら、以下にご記入ください。>
*なお、時間の制約等のため全てのご質問にご対応できない可能性もありますが、
当日の質疑応答での採否につきましては、担当者にご一任ください。

〈日本CSR普及協会近畿支部〉

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目7番7号 ワキタ堺筋本町ビル2階

藤木新生法律事務所内 TEL 06-6263-7288 FAX 06-6263-7708

当近畿支部は、近畿弁護士会連合会の弁護士と企業会員によって構成され、企業と弁護士の交流、並びに企業の健全な発展のための支援活動をおこなっています。

詳しくは、近畿支部HP(<http://www.jcsr-kinki.jp/>) ご高覧ください。